

埼玉労働局長 阿部 充 様

埼玉地方最低賃金審議会会長 小笠原 浩一 様

2014 年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する見解

2014年8月23日

埼玉県労働組合連合会

議長 柴 田 泰 彦

はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の「目安」答申を受け、8月4日に、中賃の目安額 15 円を 2 円上回る 17 円の引き上げで「時間額 802 円」を答申しました。

埼玉労連は、憲法 25 条や、最低賃金法第 9 条、労働基準法第 1 条に規定されている「健康で文化的な最低限度」の「人たるに値する生活を営むための必要を充た」しうる最低水準として 1000 円以上を求めてきました。802 円ではまともに生活できる時間単価でないことからまずもって遺憾の意を表明します。

一方で、本県における今次答申は、①多くの地方最賃審議会が中賃の目安額と同額またはそれに 1 円をプラスする地方が多いなか、B ランクの目安額 15 円にプラス 2 円とし 800 円を超えて 802 円としたこと、②各側からの激しい議論があったにもかかわらず、今年も公労使三者の合意にこだわり結論を出したこと、③具体的に労働者の利益を尊重すべく 10 月 1 日実施にこだわり、全国に先駆けて答申したこと、以上の点については事務局としての埼玉労働局をはじめ、埼玉地方最低賃金審議会における公労使各側委員の皆さんのご努力の賜物であり心から敬意を表すものです。また、来年の審議会運営にあたり透明性を高める上で、すべての審議を公開することについて、公労使三者の合意ができていることが確認されておりこの点についても大きな前進として評価するものです。

以上のことから、埼玉労連は今次答申についての異議申し出を見送ることとしました。

以下、今次答申に対する埼玉労連の見解を申し上げます。

1. 人たるに値する生活を保障する最低賃金に

(1) 人たるに値する生活を保障する改定額に

今年の答申「時間額802円」は、中央最低賃金審議会 で用いた月労働時間173.8時間で計算しても139,387円、年収では1,672,651円であり、とても自立した生活を保障し得るものではなく、若者が結婚し子育てをすることが困難な、少子化に歯止めをかけられる水準ではありません。

最低賃金制度は「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ことを目的としていますが、残念ながら、上述のような金額では、これらの要請に応えられる水準とは言えず、法の趣旨を実現していないと言わざるをえません。

また昨 2013 年、欧米や、アジア、ラテンアメリカなど世界各国で 1000 円を超える（日本円換算）水準に続々と最賃額の引き上げが行われたことなども踏まえると、最低賃金の大幅引き上げは国際的な流れでもあり、我が国経済の健全な発展の見地からしても喫緊の課題であり、早期に 1000 円以上に引き上げることを強く求めるものです。

(2) 実態として最賃額は生保基準に到達していない

本県において法が要請する「生活保護」との乖離は埋まったとする議論は実態とかけ離れています。厚生労働省が比較対象として示した生活保護基準額は、①生活扶助は保護の「級地」を県庁所在地ではなく、人口加重平均にしていること、②住宅扶助額が生活保護受給者の実際家賃の平均額であること、③就労に伴う経費としての勤労控除を除外していること、④沖縄の最賃額と公課負担率を全国に適用しており、社会保険料・所得税・市県民税などを正當に算入していないこと、⑤残業時間込みの平均時間労働時間に近い変形労働時間制の上限を労働時間として採用していること等々であり、実態を正しく反映した額になっていません。私どもは「地域別最低賃金の改正決定に係る意見書」等も通じて、実態を正しく反映できる試算基準を求めてきました。しかし本基準の見直しが行われない状況の下では、県内人口の過半数が居住する一級地を中心に、生保基準に満たない最低賃金労働者が今年も存在することになります。「一人の違法状態も生まない」とする前提からも、さいたま市（1級地の1）の水準で再計算することを改めて求めます。

加えて生活保護制度が、就労している被保護者に保障している勤労控除を含む正確な生活保護基準に基づき、その額を下回らない最低賃金額に到達するよう強く求めるものです。

(3) 中小企業の支払い能力は大企業が下請け単価を引き上げることで向上する

日本経済を支える中小零細企業は、その多くが大企業の下請けや関連企業として生業を成り立たせています。中小零細企業は、大企業の下請け単価たたきや受注減などの支配により、まともな設備投資や雇用報酬の支払いができない状況に追い込まれています。地域経済の活性化のためには、大企業が下請け単価たたきをやめること、大企業の直接雇用の非正規労働者はもちろん、委託、派遣労働者に対しても1,000円以上の時給を保障できる契約料を支払うことこそ肝要です。このことで、末端の企業、労働者にまで安定した事業と生活が保障されることとなり、地域経済の活性化につながるものです。まずは、支払い能力のある大企業から率先垂範すべきです。

埼労連の募集時給調査結果によると、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽の3業種にかかわる中小地場の事業所と全国展開をしている大企業の事業所との時給比較をしたところ、3業種とも地場の中小事業所の時給が高い結果となっており、全国展開の事業所のほうが最賃に張り付く低賃金募集となっている実態が浮かび上がってきました。最賃法9条2項の「支払い能力」を根拠に、一般的に引き上げない理由とするのはそろそろ考え直すべきではないでしょうか。

(4) 「雇用戦略対話」の合意事項を尊重すべき

2010年、政労使が「雇用戦略対話」で合意をみた目標である「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」のであれば、景気回復のための賃上げがこれほど重視されている今次改定で、1000円にどれだけ近づけるかは、デフレ脱却の観点からも重要な課題でありました。ましてや安倍内閣は、景気回復が実現したとして、消費税率の3%引き上げを強行し、来年はさらに2%引き上げて10%にするというのですから、そのような景気回復の認識であれば、最低賃金も政労使合意に基づいてただちに1000円にすべきであります。

2. 時間額 802 円の答申の積極的影響

(1) 中賃の目安額にプラス 2 円は大きな影響

埼玉労働局の最低賃金影響率調査では、今次最低賃金の時間額が 802 円になったことで、7.81%の労働者に賃上げの影響があるとしています。これは、昨年の 771 円に引き上げ額 14 円を加えた 785 円になった時の影響率が 4.74%であったことに比べてもおおきな前進であり、目安額 15 円にプラス 2 円とし、800 円を超えての引き上げに大きな意味があるものです。このことは、埼労連のおこなった 2014 年募集時給調査結果に基づく埼玉県内の 4,351 件のサンプルに占める募集時給 800 円以下の 766 件（17.6%）に影響があることでも確認できるものです。

(2) 2 円アップは 13 自治体の非正規労働者の賃金改善に

埼労連の調査に応えた埼玉県内 63 市町村の報告によると、今年 4 月 1 日現在、臨時非常勤職員の最低時給が、今次改定によって 10 月 1 日以降、最賃額を下回ることになる自治体は 13 自治体となります。仮に中賃目安額どおりの 15 円アップですと、その影響は 3 自治体にとどまることとなります。

3. 埼玉地方最賃審議会の審議を踏まえ、中賃及び厚労省への意見具申を

(1) 「最低賃金引き上げに関連した政府施策の拡充」について

国内経済を活性化させ、好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等の拡充に取り組むことを強く政府に要請して下さい。

(2) 「最低賃金」と「生活保護」との比較算定方法の改善について

5 年に 1 度の中賃の全員協議会を待たず、比較算定方法については、すでに 1 の (2) で述べた趣旨を盛り込み、早期の改善を要請して下さい。

4. 埼玉地方最賃審議会の運営改善を

本審議会で、来年の審議会運営にあたり透明性を高めていくために、公開が確認されていることを歓迎し、鳥取、和歌山の地方最賃審議会が実現しているように審議会のすべての公開実現を求めます。また、関東地方の神奈川、茨城を含む 24 地方で全労連側の意見陳述が行われています。本県においても埼労連の意見陳述の場を設けることも改めて求めるものです。

5. 最低賃金額を大幅に引き上げを求めて引き続き奮闘します

埼玉県労働組合連合会は、埼玉地方最低賃金審議会に対し、「時給額 1000 円を目安に、現行の最低賃金額を大幅に引き上げをを求める」意見書と、48,096 筆の署名を提出してきました。今次答申に対しては、異議申し出を見送りましたが、引き続き最低賃金額の大幅に引き上げのために、各方面のご理解とご協力を得ながら積極的な運動を展開していくことを表明し、答申についての見解とします。

以上